

西風新都交通スマート化研究会開催要綱

(開催)

第1条 西風新都における超小型モビリティ等の新たな交通手段を用いた交通システムの導入について、円滑な推進を図るため、西風新都交通スマート化研究会（以下「研究会」という。）を開催する。

(意見聴取)

第2条 研究会において、次の各号に掲げる事項についての意見を聴取する。

- (1) 西風新都における超小型モビリティ等の新たな交通手段の導入に関すること。
- (2) ICTを活用した交通システムの構築に関すること。
- (3) 超小型モビリティ等の新たな交通手段を利活用した事業展開に関すること。

(構成)

第3条 研究会は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地元住民の代表者又はそれに準ずる者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(座長)

第4条 研究会に、座長1人を置く。

- (1) 座長は、出席者が互選する。
- (2) 座長は、研究会の進行役を務める。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前条に掲げる者からあらかじめ座長が指名する者がその職務を代行する。

(監修)

第5条 研究会には、必要に応じて意見、助言を求めるため、監修を置く。

2 監修は、本研究会の取組と連携する広島大学交通研究グループの代表者とする。

(会議)

第6条 研究会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 研究会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 研究会は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、都市整備局西風新都整備部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月19日から施行する。
- 2 この要綱は、西風新都における超小型モビリティ等の新たな交通手段を用いた交通システムの導入についての意見聴取を行い、研究会としての役割を終えた日限り、その効力を失う。